



2022年5月12日

各 位

会 社 名 神戸電鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺田 信彦  
(コード番号:9046 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 人事総務部長 出雲 哲  
(TEL. 078—576—8651 (代))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月14日開催予定の第147回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、本年3月30日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。  
また、経営の効率性を高め、業務執行の迅速な意思決定が可能となるよう、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任可能とする規定を新設するものです。  
なお、本議案に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (2) 取締役会の一層の活性化を図るため、現行定款第22条の役付取締役の選定に関する規定を削除し、これに伴い、現行定款第15条に定める株主総会の議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性を高めるため、また、相談役を選定していない現状に鑑み、現行定款第23条の相談役の選定に関する規定を削除するものであります。
- (4) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に果たせるよう、また、有用かつ多様な人材を確保できるよう、変更案第26条として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。  
なお、変更案第26条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度

が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること、また、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 16 条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- ② 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(6) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(議 長)</p> <p>第 15 条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれにあたる。</p> <p><u>取締役社長</u>が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削 除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(議 長)</p> <p>第 15 条 株主総会の議長は<u>代表取締役</u>がこれにあたる。</p> <p><u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役が支障のあるときは</u>予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任) 第 20 条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員 数) 第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第22条 取締役会は、その決議によって当  会社を代表する取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役  の中より取締役会長、取締役社長、取締  役副社長各1名、専務取締役および常務  取締役各若干名を選定することができ  る。</u></p> <p><u>(相談役)</u>  第23条 取締役会は、その決議によって相  談役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)  第24条 取締役会招集の通知は、各取締役  <u>および各監査役</u>に対して会日の7日前ま  でに発しなければならない。  但し、特に必要がある場合はこれを短  縮することができる。</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (省 略)</p>	<p>(代表取締役)  第22条 取締役会は、その決議によって、  <u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から当  会社を代表する取締役を選定する。  (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集)  第23条 取締役会招集の通知は、各取締役  に対して会日の7日前までに発しなけれ  ばならない。  (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u>  第25条 当社は、会社法第399条の13第  <u>6項の規定により、取締役会の決議によ  って重要な業務執行(同条第5項各号に  掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または  一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u>  第26条 当社は、会社法第427条第1項  の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締  役等であるものを除く。)</u>との間で、会社  法第423条第1項の責任について、善意  でかつ重大な過失がないときは、法令の  定める額を限度額として損害賠償責任を  <u>限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (員 数) 第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選 任) 第 29 条 <u>監査役は株主総会においてこれを選任する。</u> <u>監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役、常任監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 32 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の 7 日前までに発しなければならない。</u> 但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集) 第 30 条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の 7 日前までに発しなければならない。</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会</u>の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、<u>監査役会</u>の決議によって定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p>第 35 条 }  ( ) } (省 略)  第 38 条 }</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、<u>監査等委員会</u>の決議によって定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 32 条 }  ( ) } (現行どおり)  第 35 条 }</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>変更前定款第 16 条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および<u>変更後定款第 16 条</u> (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条</u>ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下、「<u>施行日</u>」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>第 2 条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日

2022 年 6 月 14 日 (火)

定款変更の効力発生予定日

2022 年 6 月 14 日 (火)

以 上